

長 期

群 広 第 6 9 号

令和 4 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

死傷者多数事案発生時における被害者支援要領の制定について（通達）

各種事件事故により多数の死傷者が発生した場合に、事案の初期段階から組織的かつ総合的な被害者支援活動を迅速、的確に行うべく、死傷者多数事案発生時における被害者支援要領の制定について（平成25年2月19日付け群広第43号通達。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところ、この度、別添のとおり新たに要領を制定したことから運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

## 別添

### 死傷者多数事案発生時における被害者支援要領

#### 1 目的

この要領は、死傷者が多数に及ぶ事件事故が発生した場合において、「当該事件事故の発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）のみでは、被害者又はその遺族若しくは家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合、警察署等の支援要員を広域かつ集中的に運用し、被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 死傷者多数事案

この要領における死傷者多数事案とは、死者がおおむね5人以上又は死傷者が10人以上の事件・事故又はその内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案し、警察本部長（以下「本部長」という。）が被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動を行う必要があると認めたものをいう。

#### 3 死傷者多数事案に係る特別被害者支援要員の指定

##### (1) 特別被害者支援要員の上申

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、被害者支援活動実施要領の制定について（平成22年群本例規第15号）に基づく支援要員の中から、別表に定める人数の特別被害者支援要員を選定し、特別被害者支援要員指定・解除上申書（別記様式第1号）により、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）を経て、本部長に上申するものとする。

##### (2) 特別被害者支援要員の指定

本部長は、署長等が上申した者の中から、特別被害者支援要員を指定するものとする。

##### (3) 任期途中の指定解除等

署長等は、異動等の事由により特別被害者支援要員を任期途中において変更する場合には、当該所属の支援要員の中から後任者を選定の上、別記様式第1号により、広報広聴課長を経て、本部長に上申するものとする。

#### 4 事案発生時の措置

##### (1) 事案発生時の報告

署長等は、死傷者が多数に及ぶ事件事故の発生を認知した場合には、直ち

に当該事案の概要等について、広報広聴課長を経て、本部長に報告しなければならない。

## (2) 発生報告後の措置

署長等は、直ちに事案発生現場又は死傷者が搬送されている病院等に所属の支援要員等を派遣し、事案概要、死傷者等の状況等を早期に把握させるほか、必要な支援に当たるなど、特別被害者支援要員が派遣されるまでの間、応急的な被害者支援活動を行うものとする。

## 5 特別被害者支援要員等の派遣

### (1) 派遣要請

発生地を管轄する署長等（以下「発生地管轄署長等」という。）は、死傷者が多数に及ぶ事件事故の発生を認知した場合において、当該所属の支援要員だけでは被害者等に対する被害者支援活動が十分にできないおそれがあると認めるときは、特別被害者支援要員派遣要請書（別記様式第2号）により、広報広聴課長を経て、本部長に特別被害者支援要員の派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を送付するものとする。

### (2) 招集及び派遣

本部長は、発生地管轄署長等の要請に基づき、必要があると認めるときは、別表の招集基準及び所属別派遣体制表を踏まえ、死傷者多数事案の規模、態様、発生地や被害者等の状況等を勘案し、特別被害者支援要員として指定されている者の中から被害者支援活動に必要な人員を招集し、発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊（以下「発生地管轄署等」という。）に派遣するものとする。この場合において、特別被害者支援要員を派遣する所属は、原則として、派遣要員に公用車を帯同させるものとする。

### (3) 特別被害者支援要員以外の派遣

ア 本部長は、特に必要と認めるときは、特別被害者支援要員以外の者（臨床心理士の資格を持つ職員等）の派遣を命ずることができる。

イ 警察署長は、特別被害者支援要員が病気、入校その他やむを得ない理由により招集に応じられない場合には、当該特別被害者支援要員に係る代替者を派遣するものとする。この場合において、代替理由及び代替者について、広報広聴課長に報告するものとする。

## 6 具体的運用要領

### (1) 特別被害者支援班の設置

本部長は、発生地管轄署長等の要請を受け、被害者支援を一元的かつ効率的に推進するため必要と認めるときは、広報広聴課長を班長とする特別被害者支援班を設置して、組織的かつ総合的な被害者支援活動に当たらせるものとする。

## (2) 特別被害者支援班の活動

ア 広報広聴課長は、発生地管轄署長等から対象事案に該当すると認められる事案の発生について報告を受けた場合には、警務部広報広聴課犯罪被害者支援室長又は同室長補佐（以下「犯罪被害者支援室長等」という。）及び犯罪被害者支援室員を直ちに発生地管轄署等又は事案発生現場若しくは搬送先病院等に派遣するものとする。

イ 犯罪被害者支援室長等は、広報広聴課長の指揮の下、発生地管轄署等の副署長又は副隊長と連携して、当該所属の犯罪被害者支援担当職員及び支援要員並びに派遣される特別被害者支援要員を統括の上、被害者等に対する被害者支援活動に当たるものとする。

## (3) 捜査本部等への統合

特別被害者支援班は、犯罪捜査に関する訓令（令和3年3月12日本部訓令甲第4号）に基づき、対象事件の捜査本部が設置された場合には、当該捜査本部に統合されるものとする。また、突発重大事案発生時における群馬県警察の初動措置要綱の制定について（平成9年群本例規第18号）が規定する突発重大事案対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、当該対策本部に統合されるものとする。

## (4) 事件主管課との連携

特別被害者支援班は、対象事案の規模、態様等から捜査本部又は対策本部が設置されない場合には、当該対象事案の警察本部主管課と相互に緊密な連携を図り、適正な被害者支援を行うとともに、捜査活動に支障がないよう努めるものとする。

## (5) 特別被害者支援要員の活動期間

特別被害者支援要員の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、本部長は、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を延長又は短縮することができる。

## (6) 特別被害者支援要員の活動状況の報告

### ア 特別被害者支援要員の報告

特別被害者支援要員は、対象事件に関して被害者支援活動を行ったとき

は、特別被害者支援要員活動報告書（別記様式第3号）により、犯罪被害者支援室長等を経て、発生地管轄署長等に報告するものとする。

#### イ 発生地管轄署長等の報告

発生地管轄署長等は、特別被害者支援要員の運用状況、被害者支援の推進状況等について、必要の都度、広報広聴課長を経て、本部長に報告するものとする。ただし、特異又は緊急に対応を必要とする事項については、速報するものとする。

### 7 関係機関・団体等との連携

広報広聴課長は、対象事案の態様、被害者等の心情を勘案の上、必要と認める場合には、当該支援を行うことが適当と認める被害者支援関係機関、団体等との連携を図り、被害者支援活動の推進に努めるものとする。この場合において、当該被害者等に対して被害者支援活動を継続的に行う必要があると認める場合には、当該支援活動を行うことが適当と認める関係機関、団体等に引き継ぐものとする。

### 8 教養

広報広聴課長は、特別被害者支援要員に対して、被害者支援活動に関し、適宜必要な教養を行うものとする。

## 別表

招集基準  
※ 死傷者人数のほか、事案の規模や被害者等の状況等によって総合的に判断

A号派遣	死者がおおむね5人以上又は死傷者10人程度
B号派遣	死傷者がおおむね10人以上
C号派遣	死傷者がおおむね20人以上

所属別派遣体制表

派遣体制 所属				
	特別被害者 支援要員数	A号派遣人員	B号派遣人員	C号派遣人員
前橋	8	4	6	8
前橋東	6	3	5	6
高崎	8	4	6	8
高崎北	5	3	4	5
藤岡	3	2	3	3
富岡	3	2	3	3
安中	3	2	3	3
伊勢崎	8	4	6	8
太田	8	4	6	8
大泉	3	2	3	3
館林	5	3	4	5
桐生	6	3	5	6
渋川	5	3	4	5
沼田	5	3	4	5
吾妻	2	/	2	2
長野原	2		2	2
高速隊	2		2	2
合計	82			